

平成29年12月

各位

碧海信用金庫

## 振り込め詐欺救済法への対応について

平成20年6月21日に、振り込め詐欺等の犯罪により被害にあわれたお客さまを救済するために「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）が施行されました。

本法は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座の取引を停止し、一定の手続きのもと、金融機関の犯罪利用口座に滞留している被害資金の返還についての手続き等を定めたものであります。

当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪により、当金庫の預金口座に振込みをされた方、あるいは当金庫から他の金融機関に振込みをされた方からのご照会・ご相談を下記のフリーダイヤルにてお受けさせていただきます。

また、振り込め詐欺等による被害を受けたと思われる方は、直ちに警察等の捜査機関へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本法の対象になる犯罪に利用された預金口座の債権消滅に関する公告および被害回復分配金の支払のための公告については、下記の預金保険機構のホームページをご覧ください。

預金保険機構ホームページ：<http://furikomesagi.dic.go.jp/>

### 【振り込め詐欺救済法のご照会・ご相談窓口】

碧海信用金庫 事務統括部

電話番号：0120-611-540（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時～17時

土・日・祝日、12月31日～1月3日はご利用いただけません。

以上